### SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会 Japan Young Lawyers Association Attorneys and Academics Section N492 2012·2·25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階 **つ** 03(5366)1131 代 FAX 03(5366)1141 青法協H.P http://www.seihokyo.jp

国歌の起立斉唱が当たり前とされる社会の怖さ 平松真二郎 - 東京「君が代」裁判最高裁判決 ふくしま集団疎開裁判の審理と結論 柳原 敏夫 - 人権の最貧民国入りを表明した「日本人の仕分け」決定 次世代に希望のある未来を一脱原発ひまわりネット 山田いずみ 原発の是非は国民が直接決めること - 東京都条例直接請求署名 鈴木 篤違法となる退職勧奨行為って? - 日本 IBM 退職強要東京地裁判決 本田 伊孝貴重な修習の機会を潰すほどの就職競争 黒澤有紀子 - 弁護士未登録二割の実情 弁学合同部会の最新の活動に触れる 串山 泰生 - 新人弁護士向けガイダンスに参加して



南アフリカの子ども①

# 国歌の起立斉唱が当たり前とされる社会の怖さ

# ---東京「岩が代」裁判最高裁判決

東京平松真三郎

□ 二○二二年一月一六日、最高裁判所第一小法廷(金築誠志裁判長)は、卒業式等における国歌の起立斉唱を命じる校長の職務命令に違反したことを理由とする①中学校・特別支援学校の教員二名の停職処分、②中学校の教員二名の戒告処分、③高等学校・特別支援学校の教員二名の戒告処分、③高等学校・特別支援学校の教員二名の戒名の戒告処分、一名の減給処分につき、それぞれ名の戒告処分、一名の減給処分につき、それぞれ名の戒告処分、一名の減給処分につき、それぞれ名の元とでは、一ついて判決を言い渡した。

というものであった。 件、①事件の戒告処分については請求を棄却する し、②事件について減給処分を取り消し、③事 し、②事件について減給処分を取り消し、③事

卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱のあり方東京都教育委員会が、二○○三年一○月二三日、

決によって一応の決着がつけられていた。 発出して以来、さまざまな訴訟が争われてきた。 憲法一九条に違反するか否かについては、二○一 憲法一九条に違反するか否かについては、二○一 を五月三○日第二小法廷判決を皮切りに、同年六 を定める通達 (以下「一○・二三通達」という)を

初めての最高裁判決である。
脱濫用するものであるか否かについて判断されたをめぐる懲戒処分につき、処分権者の裁量権を免を回の判決は、国歌の起立斉唱(ピアノ伴奏)

2 の強制は、一○・二三通達及びこれに基づ東京都教育委員会による国歌の起立斉唱

> 素唱すること」を義務付け、これに従わない教職 育唱すること」を義務付け、これに従わない教職 員に対し懲戒処分を課すことによって行われてい る。特に、一回目の職務命令違反は戒告処分であ るが、二回目からは減給一○分の一・一カ月、次は 六カ月と加重され、四回目以降は停職一カ月、さ らには六カ月と、回を重ねるごとに累積加重され ており、懲戒処分を利用した「国旗・国歌強制シ ており、懲戒処分を利用した「国旗・国歌強制シ ステム」を作りあげ実施してきた。

に懲戒処分が累積して加重されるという短期間立行為等に対する懲戒において戒告を超えてより立行為等に対する懲戒において戒告を超えてより立行為等に対する懲戒において戒告を超えてより立行為等に対する懲戒において 、最高裁は「不起このような累積加重について、最高裁は「不起このような累積加重について、最高裁は「不起このような累積加重について、最高裁は「不起このような累積が重について、最高裁は「不起このような累積が重について、最高裁は「不起このような累積が重について、最高表は「不起このような累積が重に対して

案」して、「過去に、入学式の際の服装等に係る職務命令違反による戒告一回の処分歴があることのみを理由に減給処分を選択した都教委の判断は、重きに失するものとして社会観念上著しく妥当をた、戒告処分については処分の取り消しを命じた。また、戒告処分については処分の取り消しを命じた。また、戒告処分については処分の取り消しを命じた。また、戒告処分を容認したものではないというべきである。全体として、最高裁は、東京都が実施してきた累積加重処分を前提とする「国旗・国歌強制システム」そのものを断罪したものといってよいであろう。

3 は、「停職や減給を行き過ぎとした判決には疑問が残る」とした上で、「指導を続けた結果、は疑問が残る」とした上で、「指導を続けた結果、処分が重くなっていったのは当然である」とし、「国旗や国歌を大切にするのは国民の素養だ。子どもたちにも、きちんと教えなければならない。ところが、学校では、長年にわたって国旗や国歌ところが、学校では、長年にわたって国旗や国歌ところが、学校では、長年にわたって国旗や国歌を政治闘争や裁判闘争の道具とする教師勢力がおり、様々な弊害がもたらされてきた」と論じられた。

この背後には、都教委の主張、すなわち原告らるを得なかったというストーリーを描きだして、るを得なかったというストーリーを描きだして、るを得なかったというストーリーを描きだして、るを得なかったというストーリーを描きだして、あいある。みずからの意に沿わない故職員を学校から排除しようとする行政機関、これがまかり通れば、教育の目的は個人の人格の成長発達のためではなく、戦後教育改革で否定された国家のための臣民の育成に逆戻りすることになる。

た「君が代」も、決して臣民が自発的にハタを振り、ウタを歌ったものではない。そうしなければり、ウタを歌ったのである。国家が一色に国民をり、ウタを歌ったのである。国家が一色に国民をり、ウタを歌ったのである。国家が一色に国民をいめ、ウタを歌ったのである。

評価したい。

除することに対して一定の歯止めをかけたものとステムによる強制に反対する教職員を学校から排

戦争中に振られていた「日の丸」も、歌われてい

委のもくろんだ国旗国歌の強制 = 累積加重処分シ

裁判事が補足意見を述べ、竹内行夫裁判官と那須に該当すると判断された。その際には七名の最高「間接的に」ではあれ思想良心の自由に対する制約「間接のに」ではあれ思想良心の自由に対する制約に、国歌の起立斉唱の義務付けは、

表明するものであった。 ける無用の混乱と生徒への悪影響について懸念を弘平裁判官の二名をのぞく裁判官が教育現場にお

で反復継続的に不利益が拡大していくこと等を勘

論旨に賛成できない部分も残るが、ひとまず都教職務命令に従わなかったことだけを理由として懲戒処分をすることが許されるかが争われた。 ことが許されるかが争われた。

今後は、二○○五年度以降に処分された教職員(二次訴訟で六七名、三次訴訟で延べ五○名)の原告について、減給以上の処分は当然、戒告処分についてもやはり「社会観念上、著しく妥当性を欠く」ものとして取り消されるべきことを求め続けることになる。



### ふくしま集団疎開裁判の審理と結論

#### 人権の最貧民国入りを表明した「日本人の仕分け」決定

#### 東京弁護士会 柳原 敏夫

福島の人たちは一種の核戦争の中にいます。 福島の人たちは一種の核戦争の中にいます。 日々、福島原発から放出された大量の放射性物 質によって、外部から、そして体内に取り込まれ 内部から、桁違いな量でくり返される核分裂と同 時に発射される放射線とのたえまのないたたかい (年間一ミリシーベルトだけでも「毎秒一万本の放 射線が体を被ばくさせるのが一年間続くもの」〈矢 が高馬琉球大学名誉教授〉)を強いられているか らです。「核分裂による放射線の被ばく」という、 目に見えず、臭いもせず、痛みも感じない、要す るに私たちの日常感覚ではぜったい理解できない るに私たちの日常感覚ではぜったい理解できない

てました。これがふくしま集団疎開裁判です。

## チョムスキーが定義する偽善

1

基準を、自分自身の行為に対しては決して当てはます。「相手の行為に対し当てはめる自らの価値ます。「相手の行為に対し当てはめる自らの価値

郡山市長が郡山市内の小中学生に避難する必要はないとしながら、自分の孫を避難させていたのは地元では有名な話で、福島県では為政者も偽善なしにはやれないほど危機的な状況にあります。他方で、市民運動の中には次のような認識もあります。一個方で、市民運動の中には次のような認識もありない。でが、福島原発事故はちっとも「経て」いまある。だが、福島原発事故はちっとも「経て」いまなようないこと」。

で核戦争です。それは放射性物質(核種)からの攻撃という意味相手とのたたかいの中にほおり込まれています。

早急に解決するため、二〇一一年六月、 親たちは猛反対しました。しかし、国は核戦争に ちに説明したらいいでしょうか。当然、 感受性が二○倍アップになりました」と子どもた の子どもたちは被ばくしたので、本日から放射能 明がまったくありません。世界で最もチンプンカ リシーベルトという線量限度が突然一○○倍、二 の三月二一日の異例のお見舞い勧告でした。しか 突如、それまでの一般大人の線量限度の一ミリシ 全な場所で教育をせよ」を求める仮処分を申し立 どもたち一四名が郡山市を相手に「放射能から安 加担するこの政策を本質的に最後まで撤回しませ ンプンの文書です。一体、どうやって「君たち福島 支援したのが国際放射線防護委員会(ICRP) シーベルト政策を採用したからです。その政策を も国はその攻撃を支持しました。二〇一一年四月、 んでした。この最も差し迫った最悪の人権侵害を ○倍にアップすることが正当化できるのかその説 「現存被ばく状況」だと、どうしてそれまでの一ミ ーベルトをいきなり子どもに二○倍する二○ミリ この核戦争の最大の被害者は子どもです。 そこに述べられている「緊急時被ばく状況」や 福島県の 郡山の子

## 2 裁判を決める正義の力

通用しません。 県の子どもたちの疎開を不可能だという言い訳は て原発の導入を推進したのです。金銭的にも福島 する試算」)。もともとそれだけの損害額を覚悟し 型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害に関 予算なら二〇〇兆円)と試算済みです (報告書「大 による被害額を国家予算の二・二倍 国は一九五九年、原発導入にあたって、原発事故 上げるが人権保障の当然の帰結です。ましてや、 もの避難で衝突するのは基本的にお金の問題だけ 者の人権との衝突しかありませんが、本件の子ど よれば人権に対抗して制約できるものは唯一、他 必ず勝つと確信していました。人権の基本原理に ければ「法による裁判」がなされる限りこの裁判は れるからです。当初から、私たちは門前払いがな は「安全な環境で教育を受ける権利」も当然含ま 育を受ける権利」を保障し (二六条)、この人権に 人権(命)対お金の対立なら人権に軍配を )裁判は憲法裁判です。憲法は子どもに「教 (現在の国家

来の事故防止のための原発差止裁判とはレベルがするという現在進行中の緊急避難の裁判です。未ここで命が危険に晒されている子どもたちを救済そのうえ、本裁判はすでに発生した事故の、今

りこの裁判は負けるはずがない、そう確信していちがいます。だから、天地がひっくり返らない限

ました。

## 3 裁判の審理と結論

で、被ばくの危険性という本題の審理に入りませず、被ばくの危険性という本題の審理に入りました。私たちはチェルノブイリに対し当てはめる自らの価値基準を、福島に対しては決して当てはめようとしないこと」という偽善・欺瞞を取らないように訴えました。しかし、裁判所は、野田総理ように訴えました。しかし、裁判所は、野田総理の欺瞞的な「冷温停止」宣言と同じ二〇二年二二の大田に、申立の却下を宣言しました。郡山市長と同じ「欺瞞」を、チェルノブイリと福島とでダブルスタンダードの基準を採用したのです。

議を受け、事実上撤回せざるを得なかった二〇ミ山市三万人の子ども全員を一律に避難させる申立い市三万人の子ども全員を一律に避難させる申立の中で郡山市も一度も主張しなかった一〇〇ミリシーベルト問題がいきなり取り上げられ、一〇〇ミリシーベルト問題がいきなり取り上げられ、一〇〇ミリシーベルト問題がいきなり取り上げられ、一〇〇ミリシーベルト問題がいきなり取り上げられ、一〇〇ミリシーベルト以下なら避難に必要な「切迫した危険」は認められない、文科省が福島県の親の抗危険」は認められない、文科省が福島県の親の抗危険」は認められない、文科省が福島県の親の抗した。

ない、危険だと思うなら自己責任で区域外通学とい だ、すでに被ばくしたものは今さら救済しようがい限 リシーベルト政策を取り上げ、これも考慮すべき

いう方法で避難すればよいというものでした。

度の崩壊を自ら宣言したにひとしい判決です。 について判断を下す世界市民法廷を設置し開催す ません。私たちは即時抗告と併行して、 原点は市民の自己統治です。司法も例外ではあり 家が深刻な機能不全に陥った時、これを克服する を基本原理としてスタートした六五年間の司法制 け」を宣言した判決です。これは戦後、 言するもの、つまり歴史上初めて「日本人の仕分 責任で避難しない限りどうなっても構わないと言 を表明し、次のメッセージを寄せました ることに決めました。先日、チョムスキーも参加 市民で構成される陪審員の手により、避難の是非 福島の子どもたち全員に向かって、君たちは自己 これは一四名の申立人と同様の危険な中にいる 人権保障 世界中の

「社会が道徳的に健全であるかどうかを測る基準として、社会の最も弱い立場の人たちを社会が進として、社会の最も弱い立場の人たちを社会がに傷つきやすい存在、大切な存在はありません。に傷つきやすい存在、大切な存在はありません。に傷つきやすい存在、大切な存在はありません。この法廷は失敗が許されないテスト(試練)なて、この法廷は失敗が許されないテスト(試練)なのです。」(二〇一二年一月二三日記)

#### 次世代に 希望 のある未来を

#### 脱原発ひまわりネット

宮城県山田いずみ

二〇二年三月一日の東日本大震災とその後の福島原発事故は私たちの生活を一変させました。特に原発事故は、大丈夫、安全だと思っていた、思わされていた原発が、いったん深刻な事故を起思かされていた原発が、今後長期間にわたってどのような影射能汚染が、今後長期間にわたってどのような影射能汚染が、今後長期間にわたってどのような影響を与えるのかという不安が広がっています。 子育て世代である私たちメンバーも「ただちに健康に影響はない」ってどういうことだろう、自分はともかく子どもたちは大丈夫なのか、将来出産するときに影響はないのか、と不安を感じまし産するときに影響はないのか、と不安を感じまし

なりました。

仙

人となって、「脱原発ひまわりネット」を立台弁護士会の若手女性弁護士が呼びかけ

ただ、多くの脱原発の動きがある中で、私たわからず、また、東日本大震災のあとは、家庭でも、弁護士としても、震災以前とは違った忙しさがあったことから、なかなか活動を開始することができずにいました。

しかし、宮城県にある女川原子力発電所も東日本大震災および四月七日の余震の際には危機一髪が継続しているにもかかわらず原発再稼働の動きが継続しているにもかかわらず原発再稼働の動きもあることから、やはり何か行動を起こそうということになりました。

すし、子育て世代と言えるメンバーです。

齢はともかく、私にも四歳と二歳の子どもがいま

方もいます。また、「若手」と言っていいかはメン

(一内部でも大いに議論になっておりますが、 年

びかけ人メンバーは、

青法協の会員もそうでない

させていただきます。脱原発ひまわりネットの呼とで、代表をさせていただいてますので、ご紹介ち上げました。五八期の私が期が一番上というこ

はいえ、原発がないと電気が足りない、火力発電にしたら二酸化炭素削減の京都議定書が守れなくて温暖化が進む、日本の経済産業に身、東日本大震災後の停電で電気のありがたさを身にしみて感じていたことから、脱原発社会をめずして、現代社会に生きている私たちにとって必要不可欠な電気が確保できるのか、将来のための温暖化対策はできるのか、という疑問も持っていました。

えも根底から破壊してしまうことは明らかとなっただ、原発事故が、私たちのささやかな生活さ

次世代を担う子どもたちのために、脱原発社会を

た。そして、これからの私たちのために、また、

めざす以外に道はないのではないかと思うように

ています。福島で不安を抱えながら生活をしています。福島で不安を抱えながら生活をしています。やはり、福島原発事故をきっかけに脱原発生活を見直すことで脱原発事故をきっかけに脱原発生活を見直すことで脱原発社会を実現することもできるのではないか、と考えました。

このような考えにより、私たちは、原発や代替考えるすべてのみなさまに対して伝えていこう、 
で、脱原発社会をめざそう、まずは、女川原子力発脱原発社会をめざそう、まずは、女川原子力発脱原発社会をめざそう、まずは、女川原子力発 
が、脱原発ひまわりネットを結成いたしました。

・ 挙の候補者に対して、女川原子力発電所再稼働についての公開質問を行い、また、二〇二年7月三〇日に脱原発弁護団全国連絡会事務局長の只野靖先生を講師にお招きして第一回学習会の只野靖先生を講師にお招きして第一回学習会ました。学習会には、多くの方にご参加いただました。学習会には、脱原発をめざす私たちの活動確認し、さらには、脱原発をめざす私たちの活動確認し、さらには、脱原発をめざす私たちの活動を訴訟し、さらには、脱原発をめざす私たちの活動を訴訟し、さらには、脱原発をめざす私たちの活動を訴訟し、

たいと思っており、他の市民団体と共催して二〇今後は、広く市民の方々とともに活動していき

二年一月二九日に女川原発バスツアーを実施し、
 三月二○日には、女川原発再稼働に反対する集会を企画しております。また、脱原発ひまわりネットとしては、二月二七日に千葉恒久弁護士を講師にお招きし、第二回学習会「再生可能エネルギーが社会を変えていく」を開催予定です。
 活動を開始したばかりですが、他の団体などとも共同しながら、新たな命をつないでいく世代と

最 後に私事ですが、先日、子どもたちと「大 「マル・マル・モリ・モリ!」)と歌っていたら、 (「マル・マル・モリ・モリ!」)と歌っていたら、 いている?」と聞かれました。

日々の生活に追われていて、夢を描くというこ日々の生活に追われていて、夢を描くということなど考えていませんでしたが、脱原発社会、戦きのない平和な世界、すべての人が自分らしく幸福に生活できる社会を虹色の夢として描いて、弁護士としても、母親としても、社会人としても、活動していきたいとあらためて思いました。すべての子どもたちが虹色の夢を描ける社会となっていくよう願いながら、脱原発ひまわりネットの活動を通じて、脱原発社会を虹色の夢ではなく、現実にしていきたいと思います。

#### 第14回人権研究交流集会報告集



2010年9月25・26日に札幌で行われた第14回人権研究交流集会の報告集 (機関紙「青年法律家」号外)が発行されました。青法協弁学合同部会の 活動の一つとして、司法修習生・法科大学院生・学生・市民などに広く ご活用下さい(1部200円・送料別)。

残す活動をしていきたいと思っています。

果たし、子どもたち、次世代に希望のある未来を

して、また、法律家として、未来に対する責任を



#### 発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL03-5366-1131 / FAX03-5366-1141 E-mail: bengaku @ seihokyo.jp

# 原発の是非は国民が直接決めること

# 東京都条例直接請求署名

鈴 木

東京

篤

## 運動の背景

数千人の市民が名を連ねている。

数千人の市民が名を連ねている。

数千人の市民が名を連ねている。

数千人の市民が名を連ねている。

つにつれて、いつの間にか国会で脱原発が語られいう状況になっていた。だが、その後、時間が経え、当時の菅総理大臣も「脱原発」を口にすると論調査では、原発に反対する声が国民の七割を超論調査では、原発に反対する声が国民の七割を超

能汚染であることが明らかになっている。 能汚染であることが明らかになっている。 を合わせるように、原発事故は収束するどころか、っている。しかし、原発事故は収束するどころか、っている。しかし、原発事故は収束するどころか、っている。しかし、原発事故は収束するどころか、その被害の実情は、日を追う毎により深刻で広範なものであること、そして震災からの復興を妨げている最大の問題が、原発事故とそれによる放射でいる最大の問題が、原発事故とそれによる放射を決楽であることが明らかになっている。

が、今また、繰り返されようとしているのである。殺されて、原発が推進されてきたことと同じことどによる度重なる警告が、時の為政者たちから黙原発事故が起こる前、少数の良心的な学者な

## 運動の目的・意義

動は、 と、それこそがこの運動の主眼なのである 非をめぐる議論が、国民レベルで深化していくこ 票・住民投票が実現することによって、原発の是 通の認識に立つことが可能なはずであり、国民投 の頭越しで勝手に決めるのではなく、主権者であ 問題の重要性に照らし、行政府や立法府が国民 場の人も、原発は必要だという立場の人も、 論し、 票の実施は、国民が直接そうした問題を考え、 る国民が直接決めるべき事柄だとする点では、 る運動では決してない。原発をなくそうという立 論が必要な問題であり、原発問題に絞った国民投 発の是非、在り方についての問題は、国民的な議 れた運動であり、その目的と意義は次の点にある。 今回の被害の広範さや深刻さに照らしても、 国民投票運動は、こうしたことを背景に提起さ 行動する機会をつくることになる。この運 「脱原発」あるいは「原発推進」を呼びかけ

ことになるため、国民の原発に対する意思が選挙でも、選挙という道があるのではないかという意見も考えられるが、選挙での候補者への投票行動見も考えられるが、選挙での候補者への投票行動見も考えられるが、選挙での候補者への投票行動これに対し、国民投票や住民投票によらなく

直接投票が必要なのである。
ートな形で表現するにはこの問題に絞った国民のしておきたい。国民の原発に対する意思をストレも果にストレートに反映しないということを指摘

## 二 国民投票と直接請求

現しないということにならざるをえない。 現しないということにならざるをえない。 現しないということにならざるをえない。 現しないということにならざるをえない。 現しないということにならざるをえない。 現しないということにならざるをえない。 現しないということにならざるをえない。 現しないということにならざるをえない。 現しないということにならざるをえない。

があると考えたからである。くられているかということに関与する責任と権利

## 運動に対する批判と疑問について

四

ている。 まずは、 ŧ, は、 すでに乗り越えることができることは確実となっ によって三〇万筆に到達する勢いとなっていて、 など、二重・三重の壁が立ちはだかっている。 行われる住民投票で多数を占めなければならない 者の五○分の一以上)を集めなければならず、署 現した場合でも、国民投票や住民投票で負けた場 会)で採択されなければならず、採択後、 名が成立しても、それが議会(都議会や大阪市議 な意見が寄せられている。確かに、直接請求は、 合のダメージをあげて、時期尚早だとする批判的 さを指摘し、あるいは、直接請求や国民投票が実 このうち、第一番目の法廷署名数の壁について この運動に対しては、 現在二八万筆近くに達していて、今後の集約 いち早く大阪市で達成し、さらに東京都 法七四条が定める法定の署名数 その実現の見通しの厳 実際に (有権

党、自民党、公明党がいずれも条例案の制定(都報じた今朝(二月一〇日)の朝刊に都議会の民主題となる。署名数が法定数に達したという事実を題となる。署名数が法定数に達したという問実を

壁をめぐるステージでは、 えているという事実である。その意味で、第二の という勢力の者たちは、 如実に表れているのは、原発をなんとか残したい なるだろう。 るのかということが、明らかにされていくことと と関係なく、勝手に物事を推し進めようとしてい ているのか、誰が(どの党派が)、住民の意見など 派が)住民の意見に虚心坦懐に耳を傾けようとし の意見を聞かずに、自分たちだけで決めたいと考 ないという点に注意を向ける必要がある。そこに よって決めるということの是非に対する意見では あり、なくすかなくさないかを都民自身の意志に はいずれも原発をなくすことに対する消極意見で な困難が待ち受けていることは疑いを入れない。 らすると、第二の壁を乗り越えるにはさらに大き 民投票の実施)に対して消極的な姿勢であるとし しかし、これら各会派の談話をみると、 その談話が紹介されていた。こうしたことか 住民自身のこれについて 誰が(あるいはどの党

では大きな意義があるというべきである。 運動が住民投票の実施を勝ち取ることは難しいか をいし、少なくとも、その過程で、前記のように、 ないし、少なくとも、その過程で、前記のように、 ないし、少なくとも、その過程で、前記のように、 ないし、少なくとも、その過程で、前記のように、 ないし、少なくとも、その過程で、前記のように、 ないし、少なくとも、その過程で、前記のように、 ないし、少なくとも、その過程で、前記のように、 ないし、少なくとも、その過程で、前記のように、 ないし、少なくとも、その過程で、前記のように、 ないし、少なくとも、その過程で、前記のように、 ないし、のである。

#### 統となる理画御殿行為を P

#### 日本 IBM 退職強要東京地裁判決

#### 伊孝 本田 東京

## 日本IBMで実施されている 組織的な退職勧奨

ドキャリア支援プログラム(以下「特別支援プロ スを提供する退職勧奨制度、 象者に通常の退職金に加えて特別加算金を支払 日本IBMは、二〇〇四年以降、 (1) また、再就職支援サービス会社によるサービ 組織的な退職勧奨制度 ―RAプログラムの実施 すなわち特別セカン

## させる地裁判決 退職勧奨の許容限度を弛緩

○号)。 告従業員四名全員の敗訴判決を言渡した(平成二 する退職強要による慰謝料請求の訴えに対し、 官) は、二〇二一年二二月二八日、日本IBMに対 (ワ) 第一七七八九号・平成二一 (ワ) 第四一三九 東京地方裁判所民事第一九部 (渡邉和義裁判 原

場を後退させる内容であった。 業による組織的な退職強要に対峙する労働者の立 本判決は退職勧奨の許容限度を弛緩させ、 大企

果責任となるとした。

を求めた上で、予定数の達成がリーダー各人の結

ムを強力に推進して予定数を確実に達成すること

長の強いリーダーシップのもので、RAプログラ

する旨を通知。そのなかで、

人事取締役は、

を招集して説明会を催し、RAプログラムを実施

の基準、応募を勧める方法等が定められていた。

日本IBM人事担当取締役執行員は、

各部門長

評価) の社員を対象とした。 **人事評価が下位一五%以下 (PBC評価なる人事** RAプログラムの対象とする正社員は継続的に

## 全日本金属情報機器労働組合 (JM-U IBM支部) の取り組み

ことを示すものであった。 ラムに関するレクチャーを開始したが、これは、 日本IBMが違法な退職強要を組織的に強行する ーに対し、退職強要プログラムであるRAプログ 日本IBMは、管理職であるラインマネージャ

退職勧奨の対

降において、RAプログラム対象社員に対する 退職強要命令であり、二〇〇八年一〇月一六日以 期間限定の退職支援制度を利用した組織ぐるみの RAプログラムは、PBC評価による不利益と

になってからは、

特別支援プログラムを実施する

グラム」という) を実施してきた。特に二〇〇八年

ラムにおいては、特別支援プログラムの具体的内 容の説明、同プログラムへの応募を勧める対象者 「RAプログラム」という)を策定し、RAプログ ために「リソース・アクション・プログラム」(以下

「「「」」 「MILINITE は 手目のこうに、我に常軌を逸した違法な退職強要を行うに至った。「退職者の予定数の確実な達成」を確保しようと、斉の退職勧奨がされた。ラインマネージャーらは、

JMIU-IBM支部には毎日のように、熾烈な退職強要を受けた労働者からの相談が相次いた。本裁判で原告になった四名の従業員も熾烈なだ。本裁判で原告になった四名の従業員も熾烈などされていない」などと叱責され、原告のうち要とされていない」などと叱責され、原告のうち要とされていない」などと叱責され、原告のうち付近で振り回されたり、床をドンドン踏み鳴らされたりした。

に至った。 BMを被告とする損害賠償請求訴訟が提起される なくすために、組合員四名が原告となり、日本I ついに二○○九年、職場から違法な退職強要を

# 裁判所の判断 一 退職勧奨の許容限度を弛緩させる

感じたりして精神的に平穏でいられないことがあれるものと解するのが相当であり、当然に許容されるものと解するのが相当であり、ととえ、そのれるものと解するのが相当であり、ととえ、そのれるものと解するのが相当であり、ととえ、そのれるものと解するのが相当であり、とえ、そのれるものと解するのが相当であり、当然に許容さい。

のではないというべきである」と判示した。ったとしても、それをもって直ちに違法となるも

加えて、「退職勧奨のための面談には応じられないことをはっきりと明確に表明し、かつ、被告に段階で、初めて、被告によるそれ以降の退職させた段階で、初めて、被告によるそれ以降の退職勧と職意思を形成させるための手段として、社会通急職意思を形成させるための手段として、社会通急職意思を形成させるための手段として、社会通ることがあり得る、というにとどまる」という基本によい。

本判決は、「会社の戦力外」と告知されて、社員が平穏でいられないことがあっても、それをもってただちに違法とならない、と判示した。「会社の際力外」告知とは、まさに原告らが上司から面談の際の会社に残っても、未来はない。転職すべきである」との発言に他ならない。こうした発言があっても、本判決によれば、積極的に違法性を基礎付けも、本判決によれば、積極的に違法性を基礎付ける事情として考慮されないことになる。

的に迫る上司を前にして、従業員が「会社は辞めさらに、本判決は、退職勧奨を受けた従業員がで、違法と評価され得る」と判示し、違法と認定で、違法と評価され得る」と判示し、違法と認定で、違法と評価され得る」と判示し、違法と認定で、違法と評価される。

す」などと、どうして告げられるのだろうか。ません」「これ以上の退職勧奨は止めるよう求めま

に他ならない。 職強要と対峙する労働者の立場を後退させるもの職強要と対峙する労働者の立場を後退させるもの

各原告に対する違法な退職強要行為の有無にを述べた。

職強要行為は存在しないとの結論を示した。いう原告の主張は誇張であり、むしろ組員である原告は秘密録音をしながら、ことさら上司を挑発原告は秘密録音をしながら、ことさら上司を挑発原告は秘密録音をしながら、

## 四 今後の取り組み

支部とともに、弁護団はこれからも取り組んでい織的な退職強要を止めさせるためにも、JMIU始に控訴した。日本IBMという大企業による組始に控訴した。日本IBMという大企業による組

# 置の際公定に置すほど

弁護士未登録二割の実情

東京

## はじめに

1

護士一括登録日を迎えました。 私たち新六四期は、二〇一一年一二月一五日、弁

新六四期司法修習修了者は一九九一名で、この新六四期司法修習修了者は一九九一名で、この

一括登録日に登録をしていない司法修習修了者が不四期の登録者はこれに比べて一四八名減少し新六四期の登録者はこれに比べて一四八名減少し新六四期の登録者はこれに比べて一四八名減少し新大四期の登録者としないをいまでした場合は弁護士登録をしないというケースもをした場合は弁護士登録をしないというケースもをした場合は弁護士登録をしていない司法修習修了者一九四九名中、新六三期では、司法修習修了者一九四九名中、

含めてご報告させていただきたいと思います。本稿では、新六四期司法修習生から聞いたことを本稿では、新六四期司法修習生として感じた自年々増加傾向にあることは確かです。

## 修習中の就職活動状況

2

(1) 修習生は修習期間を経て、弁護士・裁判官・検察官の道を選択するわけですが、裁判官や官・検察官の採用が増えているかというと、新六四期検察官の採用が増えているかというと、新六四期度の気配はありません。企業内弁護士という道もと、修習修了者の増加にもかかわらずまったく増と、修習修了者の増加にもかかわらずまったく増くの修習生の就職先は弁護士事務所ということになります。

しかし、修習修了者の増加数に見合った数の受け入れ先があるとは到底いえない状況ですので、 就職活動は多くの修習生にとって大変苦しいもの になります。数十もの事務所に履歴書を送付する のが現在の修習生の就職活動の普通の姿で、日弁 のが現在の修習生の就職活動の普通の姿で、日弁 人しかなくても数百人単位の応募が殺到するよう な状況にあります。

の短い期間の合間をぬって事務所訪問や面接を重表前から始まります。特に一部の大手事務所を志建する受験生は、法科大学院在学中のサマークラセをもらいます。多くの修習生は、合格発表から抜や、合格発表前から始まる事務所訪問を経て内接をもらいます。多くの修習生は、合格発表から強まる事務所訪問を経て内でをもらいます。多くの修習生は、合格発表からを表しています。

ねることになります。

班(千葉修習では大体一八名位)の中で二、三名ほこの時点で就職先が決まっていたのは、一つの一月末から開始されました。

どという状況でした。

大半の修習生はその後の一年の修習期間に本格的な就職活動をすることになったわけですが、短期間に修習カリキュラムが詰め込まれている状況ではなかなか身軽に就職活動がしづらい面があります。貴重な修習の機会を潰すのは大変勿体ないます。你習を振り返って一番辛かったことは何をない状態でじりじりと焦る日々を送ることになりない状態でじりじりと焦る日々を送ることになりない状態でじりじりと焦る日々を送ることになりない状態でじりじりと生る日々を送ることになります。修習を振り返って一番辛かったことは何を置いても就活である、という人は大変多いです。

の意思のなかった弁護修習先の事務所に頼み込んの意思のなかった弁護修習先の事務所に頼み込んの意思のなかった弁護修習生の事務所に頼み込んの意思のなかった弁護修習生の事務所に頼み込んの意思のなかった弁護修習生の事務所に頼み込んの意思のなかった弁護修習生の事務所に頼み込んの意思のなかった弁護修習先の事務所に頼み込んの意思のなかった弁護修習先の事務所に頼み込んの意思のなかった弁護修習先の事務所に頼み込んの意思のなかった弁護修習先の事務所に頼み込んの意思のなかった弁護修習先の事務所に頼み込んの意思のなかった弁護修習先の事務所に頼み込んの意思のなかった弁護修習先の事務所に頼み込んの意思のなかった弁護修習先の事務所に頼み込んの意思のなかった弁護修習先の事務所に頼み込んの意思のなかった弁護修習先の事務所に頼み込んの意思のなかった弁護修習先の事務所に頼み込んの意思の意思を表します。

も聞いています。採用側も事務所経営の都合もあるのに、無理をして受け入れて下さっている所が多くあるようです。都心部での就職を希望する修習生は、事務所訪問や面接に出向くにあたっての経済的・時間的な負担のため、激しい就職競争を不利な条件でたたかうことになります。面接のための交通費だけで何十万円も飛ぶという修習生はめの交通費だけで何十万円も飛ぶという修習生はたくさんいます。採用側も事務所経営の都合もあたくさんいます。

## 3 採用条件の厳しさ

族を持っていたり、 いたように思われます。しかし年齢が上の人は家 が上の人ほど就職先が決まるまで時間がかかって 期の青法協司法修習生部会の会員の中でも、 面接までいけないという傾向が強いです。 ているようです。三〇歳を超えているとなかなか 式的な所でまずは切る、という事務所が多くなっ 齢や司法試験の成績、 ることになります。 ということが多く、 多数の応募者を書類で選考するにあたって、 親からの経済面の援助がない 非常にシビアな状況に置かれ 法科大学院の成績などの形 新六四 年齢 年

## 修習終了後の就職状況

4

① 二回試験が終了した後も、私のいた修習地

でどうにか入れてもらったというケースをいくつ

を再開した人もいました。た。なかには、内定が取り消されたため就職活動では二、三割の人の進路が決まっていませんでし

でである。 習生の就職活動は、現在でもまだ終わっていませない六四期の人の応募も見られます。六四期の修が、六五期の修習生に紛れて就職先が決まっていが、六五期の係習生に紛れて就職先が決まっています。

また、登録した新六四期の弁護士(一四二三名)の中には、いわゆる即独をした弁護士が相当数いることも見逃せません。即独弁護士の中には、望ることのリスクや、先立つ資金も必要であることからすると当然ではあります。また、自宅の住とからすると当然ではあります。また、自宅の住とからすると当然ではあります。また、自宅の住とからすると当然ではあります。また、自宅の住がでとりあえず弁護士登録をして、就職活動を続所でとりあえず弁護士登録をして、就職活動を続所でとりあえず弁護士登録をして、就職活動を続けるという人もいます。

く。 見られ、給料は出ないという人も珍しくありませす。同期の知り合いにはいわゆる「ノキ弁」も多数 せん。新規採用弁護士の給与は年々下降していま (2) 就職ができても、条件がいいとは限りま

念とまったく方向性が異なる事務所にも応募し、の当面の生活のために、自分のやりたい仕事や信また、「選り好み」のできない状況なので、家族

入所を決めた人もいました。

#### 5 さいごに

の修習生から聞いたことなどを踏まえて、新六四 以上のとおり、あくまで、私の周囲の様子や他

> かく非常に厳しい状況となっていることは事実で で述べた部分も多くなってしまいましたが、とに 期の就職状況をご報告させていただきます。印象 あると思います。

とと思いますが、新六五期修習生は、貸与制への 現在、新六五期の修習生が修習に励んでいるこ

> 法修習生を多方面で支援をしていく必要があると 移行もあり、今までになく厳しい状況にあると思 います。ビギナーズの活動などを含め、今後、

感じております。

## 新 弁学合同部会の最新の活動に触れる 節告回じ 切イダンスに参加して

東京 串山

### はじめに

した。 司法制度~いまこそ青年法律家協会」に参加しま 護士向けガイダンス「考えよう、三・一一、憲法、 一月二〇日、青法協弁学合同部会主催の新人弁

いたします。 ここでガイダンスの内容ならびに感想をご報告

## 各委員会等の活動内容報告

護団、 が報告されました。 対策委員会、(5)本部広報委員会から、活動内容 ム (以下、「震災PT」という)、 (2福島原発被害弁 当日は、①弁学合同部会震災プロジェクトチー (3)本部憲法委員会、 (4)本部司法改革問題

#### (1) 震災PT

めざし活動しています。 ことに着目し、千葉・茨城・栃木での被害救済を 被災三県以外でも甚大な震災被害が生じている

市は九十九里浜があり景観保持のため傾斜の緩や 律相談を実施し被害実態の把握に努めました。旭 かな堤防しか設置されておらず、近隣に比べて津 二〇一〇年は千葉県旭市、 茨城県北茨城市で法

晒されています。 が、原発事故による農地汚染のため存続の危機に 城市では、一〇年以上かけて培ってきた有機農法 波による建物の被害が突出しています。また北茨

組みを進めるとのことでした。 震災PTでは今後、 具体的な救済に向けた取り

## 福島原発被害弁護団

利孝会員(東京)が共同代表となられ、 ました。弁護団は広田次男会員 (福島) と小野寺 救済に向けてたたかう必要があると力強く語られ 去の公害事件のように青法協が中心となって被害 いてのご説明がありました。 冒頭に、福島原発事故は放射能公害であり過 弁護団結成の理念、活動方針及び活動内容につ 原則的な

おり、新人(登録から二年間)には費用援助とし のように福島県内の被災地に入り法律相談を行っ 取るためたたかっています。そのため、 破壊された生活を元に戻すための完全賠償を勝ち 原状回復を一刻も早く実現させることです。また、 弁護団がめざすのは、何よりもまず除染等による 害をどのように償うべきかが問題となっています。 ともなう社会生活上の被害、故郷を失うことの被 福島原発事故では、健康被害に加え、 現在五〇名ほどの弁護士が活動されて ほぼ毎週 避難に

て現地までの交通費実費が補助されます。

#### (3) 憲法委員会

題、 どに取り組んでいます。 議員定数削減問題、君が代・日の丸の強制問題な 青法協の原点である憲法改悪阻止、 米軍基地問題などを主に取り扱い、 自衛隊問 最近では

どです。 表・運動、各支部の活動の集約・交流、常任委員 トの作成及び修習生・学生への憲法課題の紹介な 会での討議準備、各種パンフレット・ブックレッ 主な活動内容は、憲法課題に関する調査・発

害者を考えるフィールドワーク」が開催予定です。 準備のため海外での取材活動を行っています。 ほか、三年に一度開催される人権研修交流集会の 生を対象にフィールドワークを定期的に実施する 議・声明の素案づくりを行っています。また、学 定例活動として、毎月一回開かれる定例会で決 来る三月三〇日には「自然エネルギーと原発被

活動を行っておられます。

## (4)司法改革問題対策委員会

○一年 | 二月三○日 「裁判員制度の三年後 『見直 近時は二〇一〇年一〇月二一日 「検察のえん罪作 体制の究明と是正を求める声明」を発表し、二 活動としては、決議案、意見書案作成があり、 刑事司法問題を中心に活動しています。

出

れました。 し』に向けた提言」(「青年法律家」号外)が発表さ

のことです。今、参加すれば自分の関心のある課 題を自由に選んで活動できそうです。 家号外を発行したばかりで、次の課題は検討中と 言案を作成しています。ちょうど年末に青年法律 学者会員も参加し、議論を重ねながら声明・提

ろう」というメッセージをいただきました。 最後に「刑事弁護の実務に役立つ当委員会に入

#### (5)広報委員会

ています。 委員会です。毎月一回、 言うまでもなく「青年法律家」を発行している 本部で編集会議が行われ

的に持ち帰るべき宿題はなく、希望すれば持込み で情勢を討議し原稿の依頼先を決めるので、基本 依頼するため、自ら原稿を執筆するのは数カ月に 企画もOKとのことです。 会は編集が主な活動で、原稿はそれぞれの会員に い委員会ではないかと思っていたのですが、委員 一度編集後記を担当するくらいだそうです。 定期的に機関紙を発行しているため、大変忙し

組みに関与した事件・情勢を深く知りたいという 動には参加したいという方や、青法協全体の取り 方におすすめの委員会です。 忙しくてあまり時間は取れないけれど委員会活

## 一あいち支部活動報告

動報告をしていただきました。当日は、あいち支部からもご参加いただき、活

一つよ、静岡県朝西市の三上元市長が、みずかきましたがいずれも印象的なものでした。ており、そこで使った資料を二種類ご紹介いただており、そこで使った資料を二種類ご紹介いただめ、そこで使った資料を一種類ご紹介いただ

はならないと痛感しました。
自治体の首長、アイドル、俳優、いずれも脱原発を訴えています。その姿勢に強生を賭けて脱原発を訴えています。その姿勢に強生を賭けて脱原発を訴えています。その姿勢に強く感銘を受け、弁護士こそ負けずに活動しなければならないと痛感しました。

# 三 最後に~委員会活動のすすめ~

私は、お恥ずかしい話ですが、これまで本部の

体像を理解できました。んでした。今回のガイダンスを参加したことで全委員会がどんな活動をしているのかよく知りませ

私のような入会して間もない新人会員にとって、今回のガイダンスは青法協の活動を知るうえで極めて有意義です。また、活動報告のために出席されたある委員会の先生も「普段は他の委員会がどんな活動をしているのか、知る機会が少ないので、今回はそれがよく判った」とおっしゃっていました。その点では、今回のガイダンスは新人のみならず、先輩弁護士の方々にとっても得るものが大きかったのではないかと思われます。最後に、委員会活動は弁護士業務と並行して行われるため、仕事の都合で定例会に出席できないことがありますが、それは気にしなくてよいということです。

本日ご報告いただいた各委員会、震災PT、弁楽しみながら活動されています。それぞれの専門祭しみながら活動されています。それぞれの専門分野で奥の深い討議・検討がなされており、新人分野で奥の深い討議・検討がなされており、新人分野で奥の深い討議・検討がなされており、新人分野で奥の深い討議・検討がなされており、新人方野で奥の深い討議・検討がなされており、新人方野で奥の深い討議・検討がなされており、新人の野で奥の深い対策を表しています。

### 編集後記

う楽なことをアピールしました。広報委員 ばレジュメなしで参加するところでした。 はありません。今回も最新の話題について ォローがあって助かりました。▼いずれにサ 目を向けておかなければならないというフ 会の先輩からは、それだけ情勢、青法協に 度二時間の会議出席で足り、宿題なしとい ているとも思われますが、青法協本部では たが、当日憲法委員会の先輩に会わなけれ 私は広報委員会の一員として説明をしまし に終えており、 ただきました。ありがとうございました。 よ皆様からの原稿なくしては「青年法律家 ▼広報委員会というと様々な広報活動をし 会が熱心なプレゼンテーションをしました。 「青年法律家」の原稿依頼だけ、しかも月 一線で活躍されている方からの原稿をい 憲法委員会等の他の委員

(中川勝之)